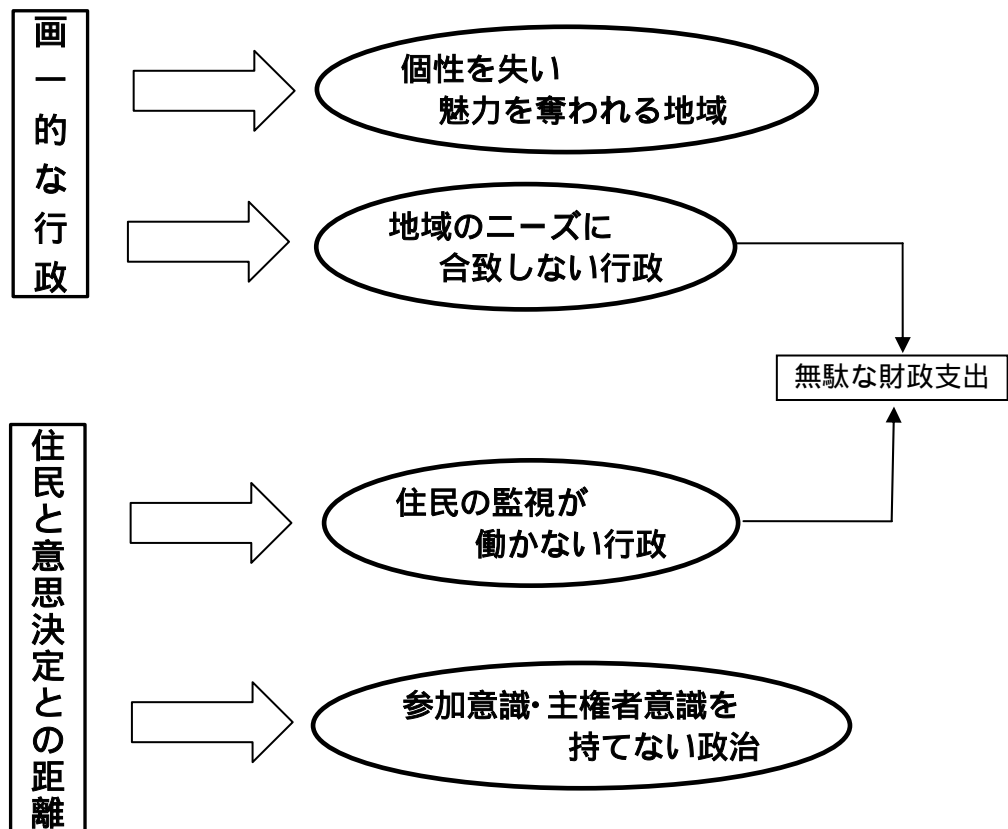


民主党 分権革命ビジョン 中間報告

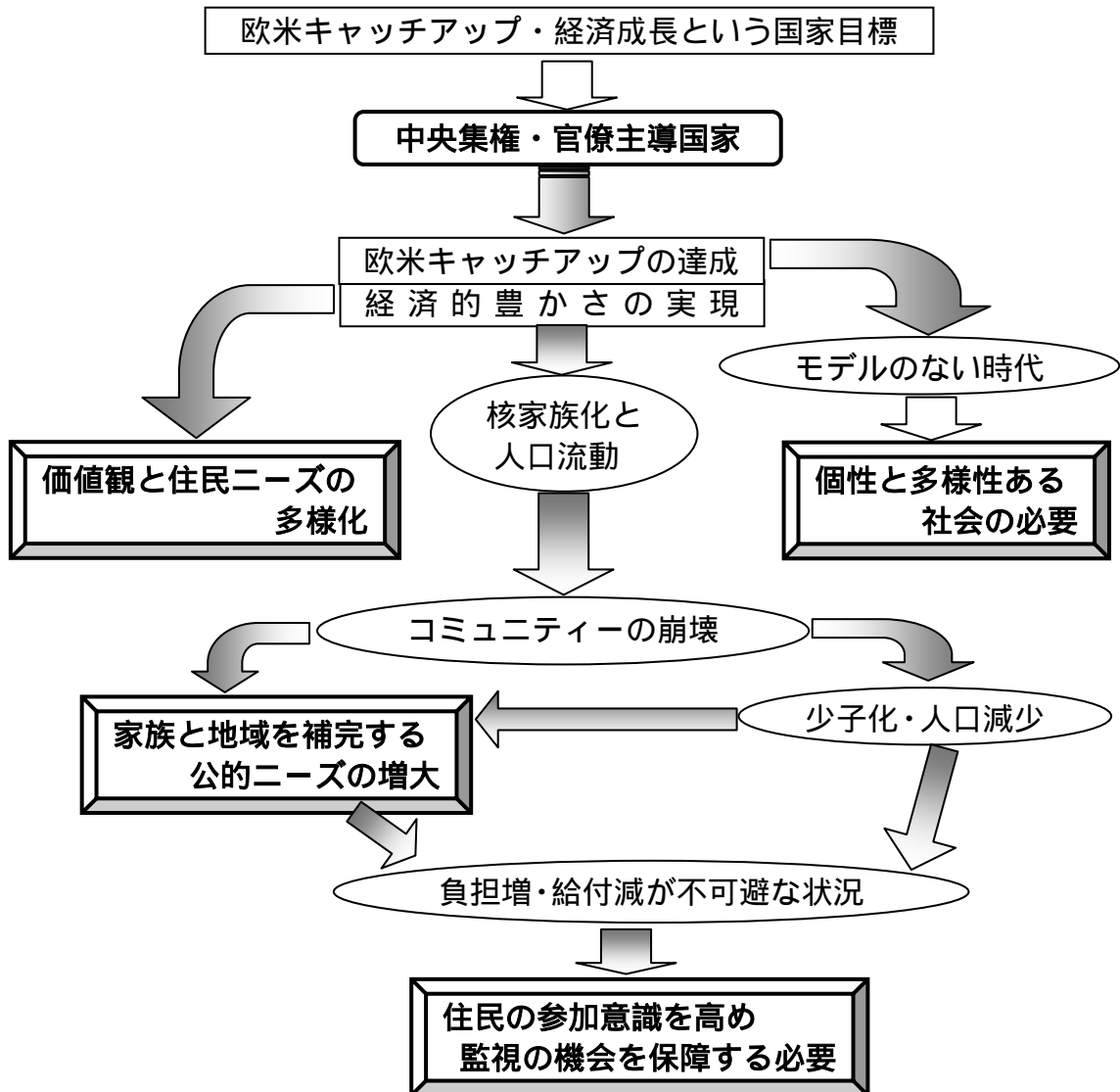
民主党分権調査会

一 分権革命の理念

1 中央集権体制の問題点



2 分権革命を必要とする時代背景



3 分権革命の理念・目的

- (1) **個性を生かす**ことで地域の魅力を引き出す
- (2) 地域や住民の**多様なニーズに適合**できる社会をつくる
- (3) 国民主権の観点から**住民の参加意識**を高める
- (4) 財政に対する**住民の監視**を働きやすくする

財政効率化は、これらの結果であって、理念・目的ではない。

4 役割分担と自治体のあり方に関する基本的考え方

個性・適合・参加・監視

いずれにおいても、より小さい単位であるほど機能しやすい。



補完性の原理を貫徹すべきである。

すなわち

問題はより身近な単位で解決されるべきであり、

個人・家族・企業・非政府組織では解決困難な問題に限って、
基礎自治体が解決を図り、
基礎自治体でも解決困難な問題に限って、
広域自治体が解決を図り、
広域自治体をもってしても解決困難な問題に限って、
中央政府が解決を図る

という原理に基づいて、役割分担されるべきである。

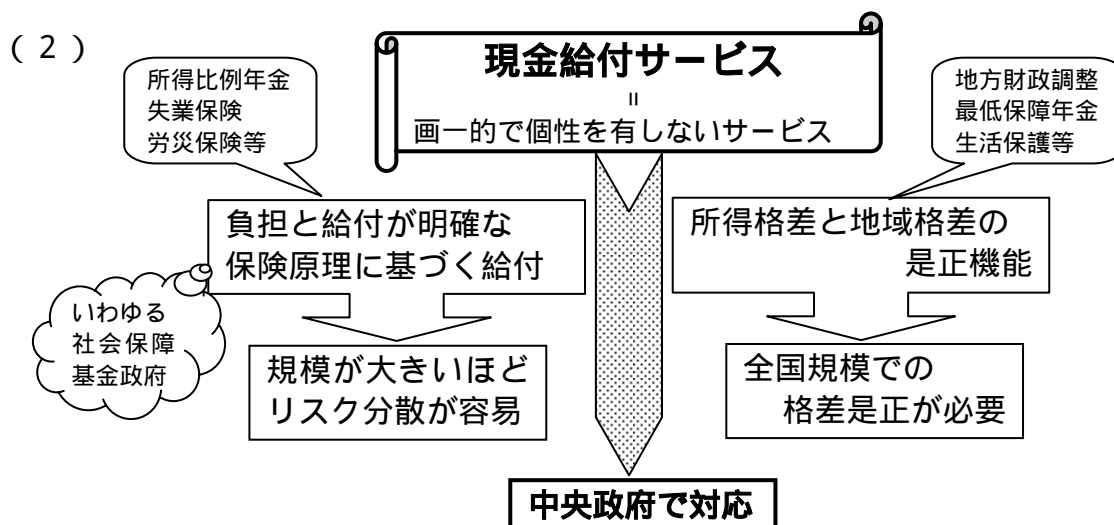
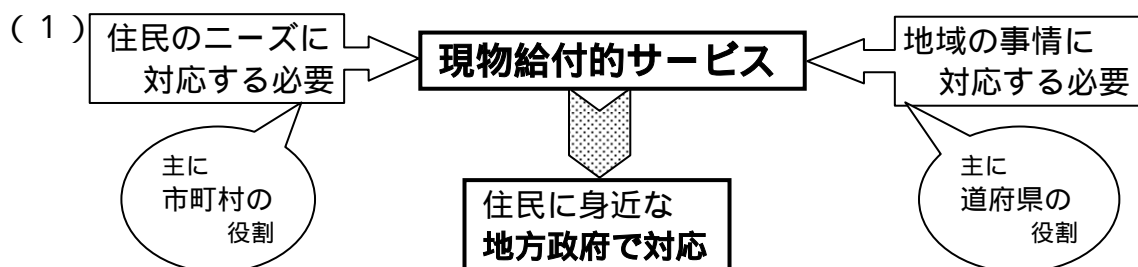
個性・適合・監視 = 地域によって状況に格差
住民参加の観点

自治体の大きさ・単位
自治体間の連携のあり方
基礎自治体と広域自治体の関係

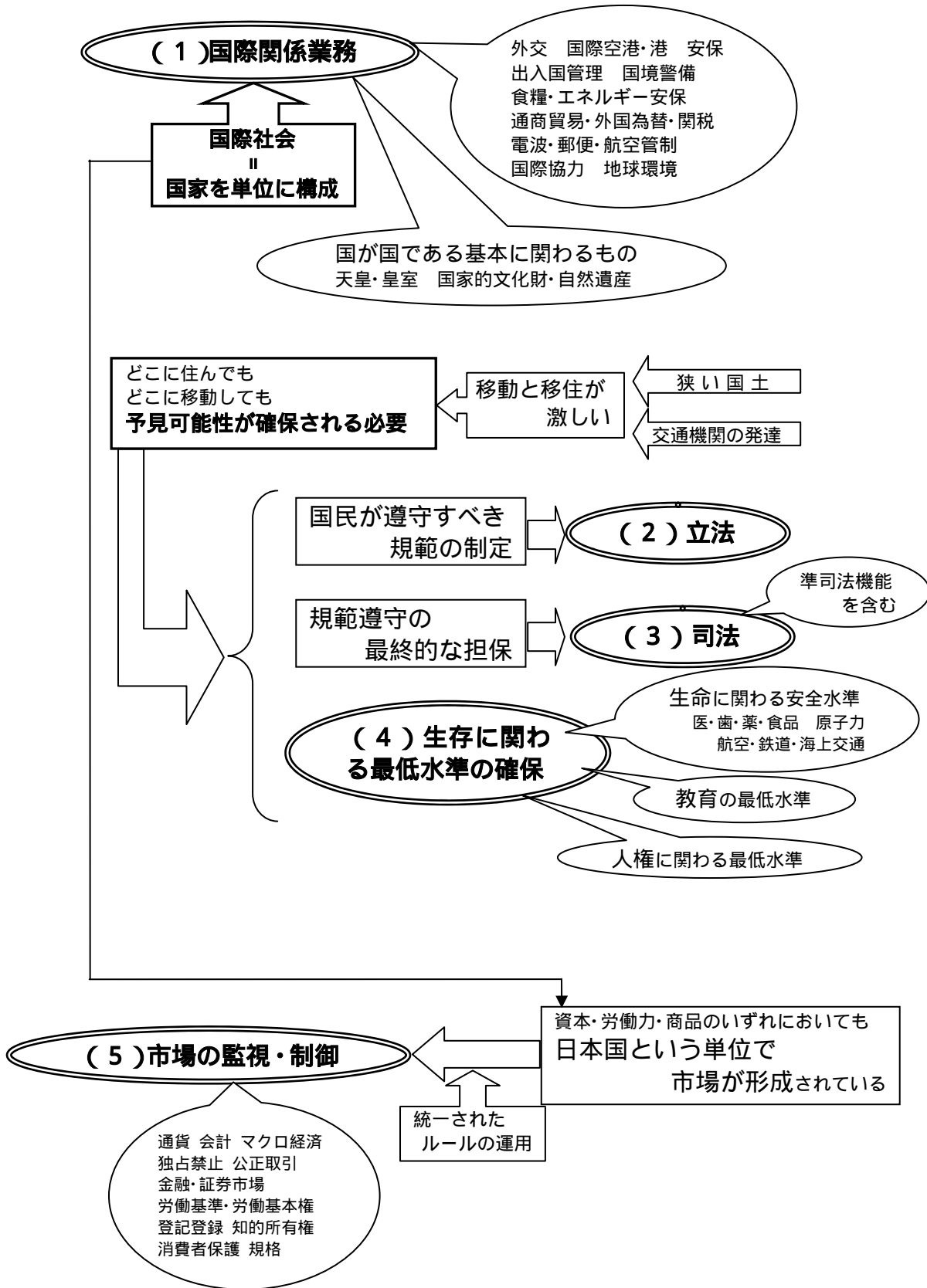
**自治のあり方を
決めるのも
自治であるべき**

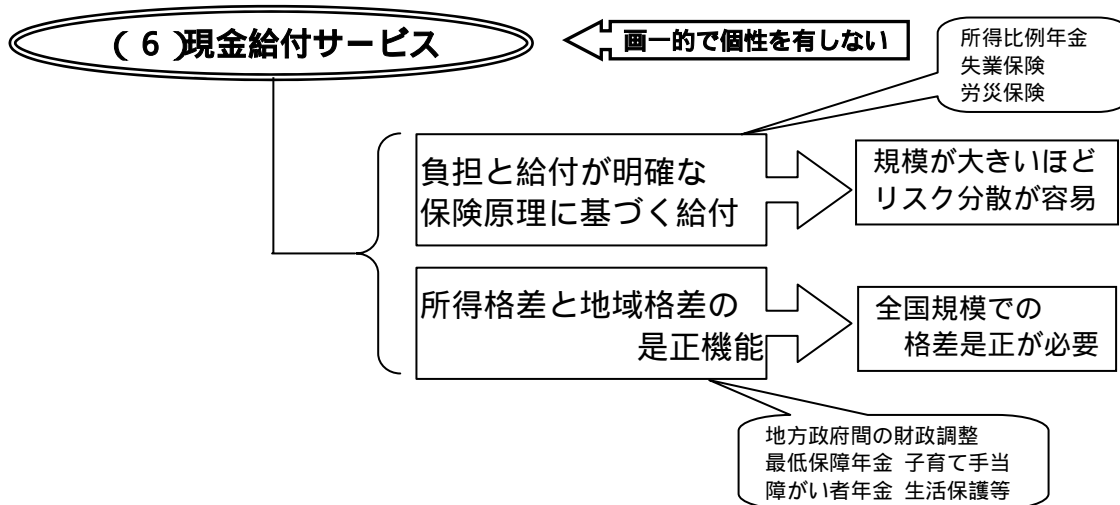
二 国と地方の役割分担

1 国と地方の大まかな行政「サービス」の役割分担

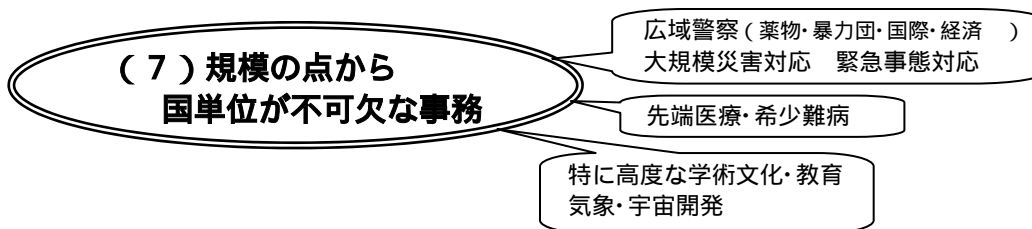


2 中央政府の役割

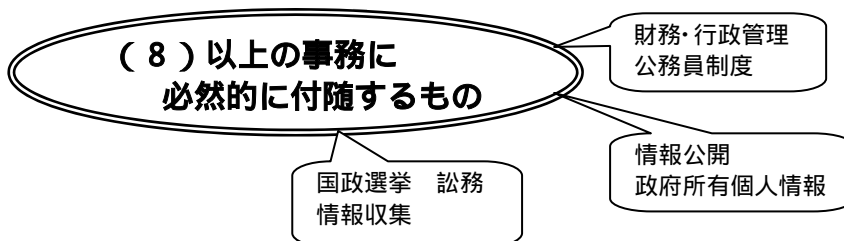




地方による上乘せ・横だし給付を否定するものでない



このカテゴリーは地方があえて希望すれば委ねることが可能か？



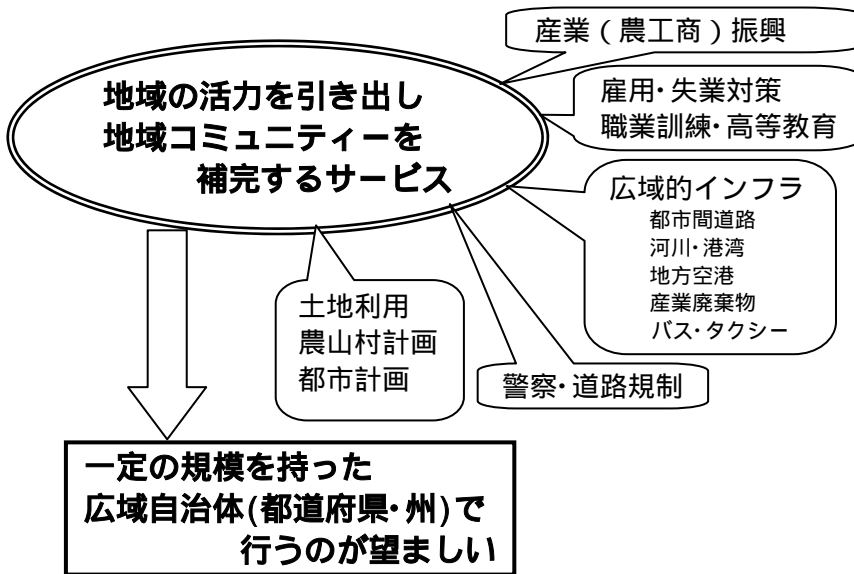
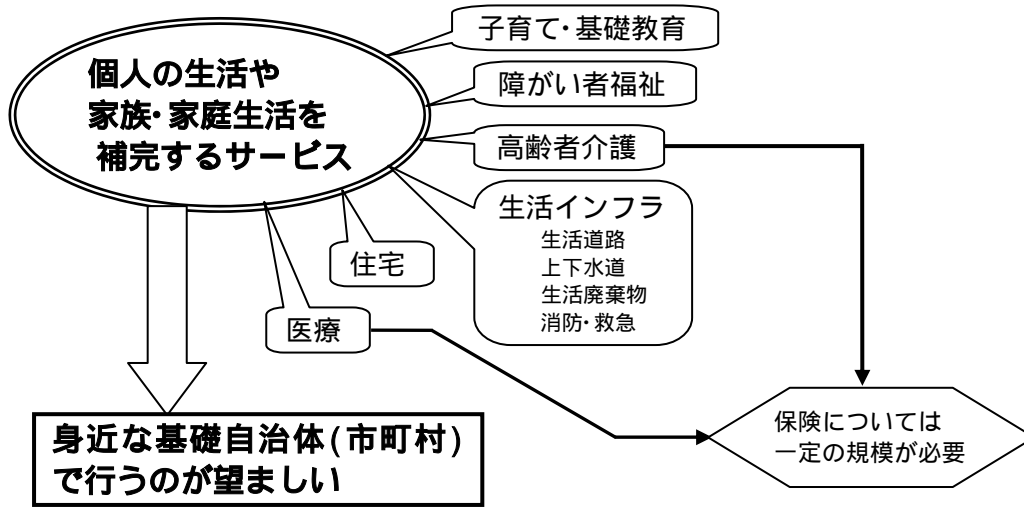
中央政府が当然に持つ規範制定権の範囲

- 原則として国民を直接名宛人とする規範の制定のみを行う。他に根拠がない場合、例外的に法律が認める場合を除き、地方政府等を名宛人とする規範制定はできない。
- 法律に根拠があっても、政省令・通達によっては、地方政府に義務を課すことはできない。
- 条例制定権を制約し、上乘せ・横だし条例などを禁止するには、特に法律の規定を必要とする。

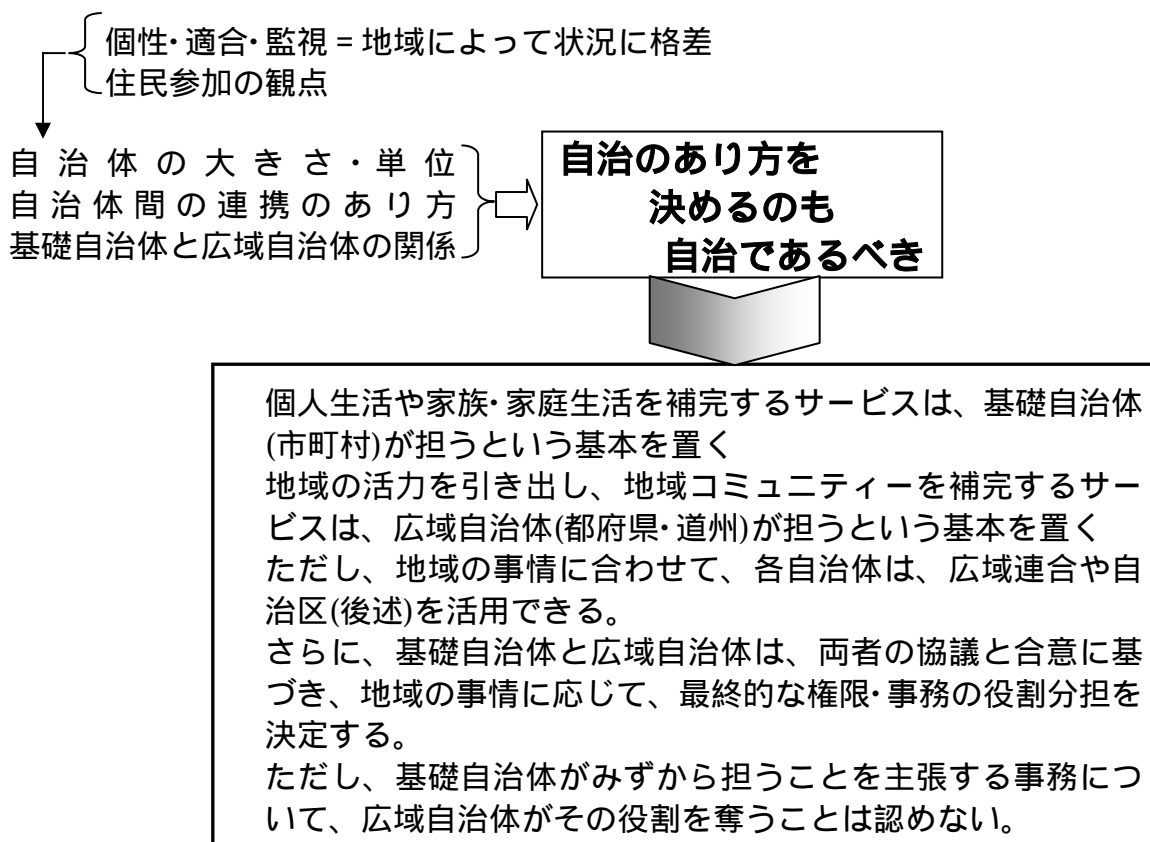
【今後の検討課題】

土壌・水質保全是国でなくて良いか？

3 地方政府の役割



4 市町村(基礎自治体)と都府県・道州(広域自治体)の役割分担



5 歳入庁の位置づけと役割

徴税・社会保険料徴収事務について、民主党は、独立の歳入庁構想を提起してきた。

【今後の検討課題】

歳入庁の具体的構想 = 税制調査会の議論を踏まえた今後の検討課題

三 自治体の規模

1 基本的考え方

自治の単位を決めること自体、最も基本的な「自治」である。
都市と過疎地・離島等、人口集積度の違いが大きく、画一化できない。

基礎自治体・広域自治体とも、地域で自主的に決定すべき
それぞれの規模が異なることも、多様性として容認すべき

問題点

人口規模によって、担当する事務を扱うに不適切な場合が出てくる。
大きすぎる大都市と小さすぎる過疎地・離島
合併などをしたくても、相手との合意ができなければ不可能になる。

2 広域連合の活用

合併は望まないが規模が小さいために処理不能な事務を抱える自治体

いくつかの事務を特定した広域連合を活用する。

【今後の検討課題】

広域連合の意思決定

広域連合議会が屋上屋的で機能しにくい

<参考案> 構成自治体の首長・議長による会議で意思決定

広域連合の財源

構成自治体からの裁量的拠出では、安定的運営が出来ない。

定量的決定に基づく拠出のルールが可能か？

自主財源的な考え方が可能か？

広域連合形成の合意

財政力の弱い小さな自治体が広域連合を希望

財政力のある大きな周辺自治体が広域連合を拒否

小さな自治体が著しく苦しい状況になる可能性

調整や強制を認めるべきか？

3 自治区の活用

合併によって地理的に大きくなりすぎた過疎地の市町村
人口規模が大きすぎて参加意識・当事者意識を持ちにくい政令指定都市等

基礎自治体よりもさらに小さな自治単位が必要な場合が多い

政令市の区や、合併前の市町村などを単位に、より大きな権限を

【今後の検討課題】

自治区の意思決定

別途議会等を置くと地方三層制的な非効率になるが良いか？
市議が選出区の区議を兼ねるといった考え方は？

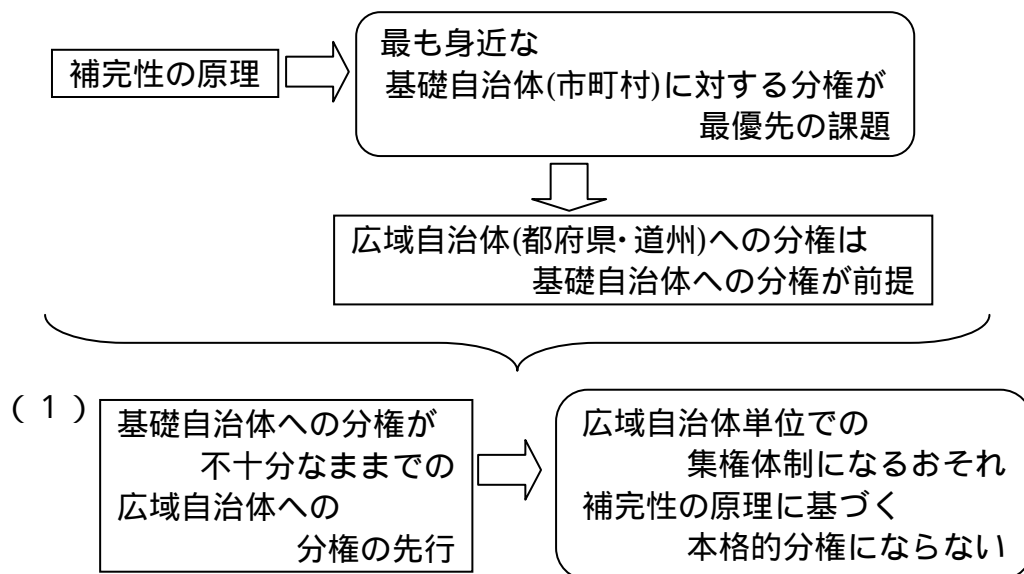
自治区の財源

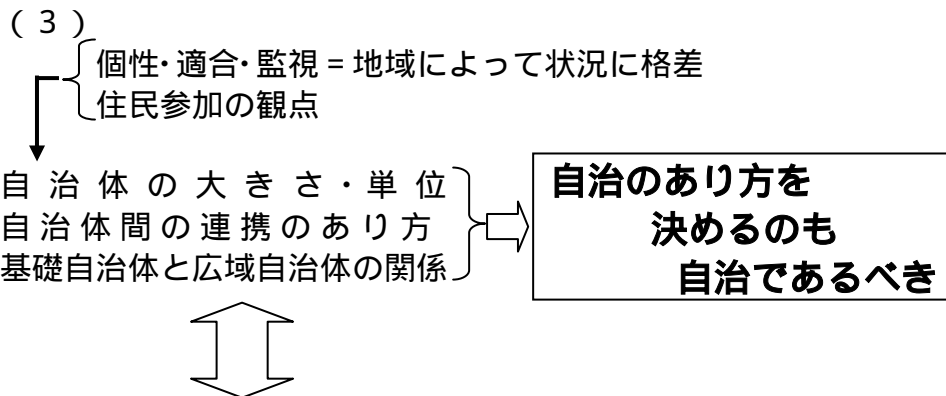
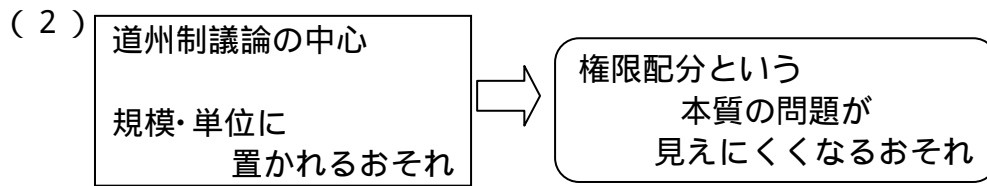
財政民主主義との関係で財政使途は基礎自治体で決める？
財政自主権なき自治でどこまでできる？

4 コミュニティソリューション

自治区の一形態として、例えば公立小中学校区単位で、独立の庁舎や職員を有さず、地域住民の積極的な参画のもとで特定行政分野の運営を行う方式を活用すべき（地域協議会は積極活用）。

5 道州制の基本的考え方





もっとも、 政府・与党による道州制議論が、 現在、国が有している権限を、 実質的に広域自治体に分権することにつながるならば、 半歩前進として、そして将来のあるべき姿に至る経過措置として、 大きな意義がある。

6 民主党の考える道州制のあり方 = 緩やかな道州制

- (1) 現在の府県を前提として、広域自治体の権限・事務を配分する。
- (2) 広域自治体の権限・事務のうち道路・河川等特に広域で扱った方が合理的な事務については、府県連合としての州を設置し、範囲・対象を限定して権限・事務を移管できる。
- (3) 州の設置と構成は、府県間の合意に基づき、自主的に判断する。
- (4) 州を設置した場合、移管した権限・事務については、包括的に州が保持し、府県には残さない。
- (5) 州の財源 今後の検討課題
- (6) 州の意思決定 【今後の検討課題】
 - <参考例> 意思決定は、各府県知事と各府県議会議長による州評議会で行い、評議会委員の過半数と、各評議会委員が代表する府県人口の過半数の、双方を満たさなければならないものとする。
- (7) 州の代表者 【今後の検討課題】
 - <参考例> 州評議会議長とし、構成府県の知事で毎年、持ちまわる。事務執行責任者として事務総長を置き、州評議会で選任する。
- (8) 州は法人格を持ち、職員は各府県から移籍させるが、出向ではなく、各府県と人事体系を完全に区分する。

四 税と財政調整の基本的考え方

1 役割分担に対応した国民負担のあり方 詳細は【今後の検討課題】

所得の再配分を役割とする国税 累進課税を基本
住民ニーズに対応して応益負担的側面の強い地方税 定率課税を基本

法人所得課税 = 景気変動要因が大きい
マクロ経済運営(公定歩合・通貨等) = 国の役割

国税を基本とする。



その分、消費課税は地方税を基本とする。

社会保険料 負担と給付の関係を明確にする

2 財政調整の基本的考え方

(1) 財源保障的機能

サービスは身近なところで どこに住んでいても一定水準以上のサービスを

財源保障機能を必要とする。

財源保障措置を取る必要のある分野

子育て支援 = 未就学児一人当たりで基礎自治体へ

義務教育 = 児童生徒一人当たりで基礎自治体へ

障がい者福祉 = 障がい者一人当たりで基礎自治体へ

介護 = 高齢者一人当たりで基礎自治体へ

医療 = 未就学児と高齢者について一人当たりで広域自治体へ

配分された財源は、それぞれの根拠となった政策に充てるものとする。

(2) 財政調整機能

地域間の所得の再配分は財源保障措置だけでは不十分 調整措置の必要

一人当たり所得の違いに着目して、少ない自治体へ

人口密度に着目して、低い自治体へ

傾斜配分の上、それぞれ上位 1/3 には配分しない。

【今後の検討課題】

具体的調整ルール

五 その他、今後更に検討が必要な課題

地方議会や首長のあり方など、民主的意思決定手続
国の意思決定そのものに、地方の代表が参加し、又は関与するための仕組み
国と地方、または、広域自治体(都府県・道州)と基礎自治体(市町村)、地方自治
体相互間などで、意見調整をするシステム
あるべき姿に導くプロセス